

■ 他部局の方向性

第4期大阪府地域福祉支援計画より抜粋

『第4期大阪府地域福祉支援計画』 <概要>

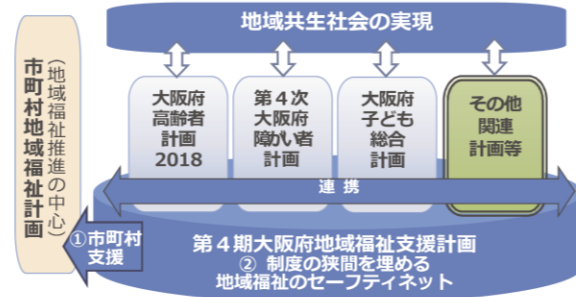
第4期計画策定の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町村の取組を支援すること等により、府内の地域福祉の推進を図る。
 - 第4期計画では、多様な地域生活課題に対応するため、従来の取組に加え、高齢や障がい等の福祉サービスや教育・医療等の他分野との連携及び公民協働を一層進めることにより、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。
- 【地域福祉推進に向けた原則】 ①人権の尊重と住民主体の福祉活動、②ソーシャル・インクルージョン、③ノーマライゼーション
- 【計画策定の基本視点】 ①複合化・複雑化した地域生活課題への対応 ②「だれもが暮らしやすい」地域づくりの推進 ③地域実情に応じた地域福祉の推進

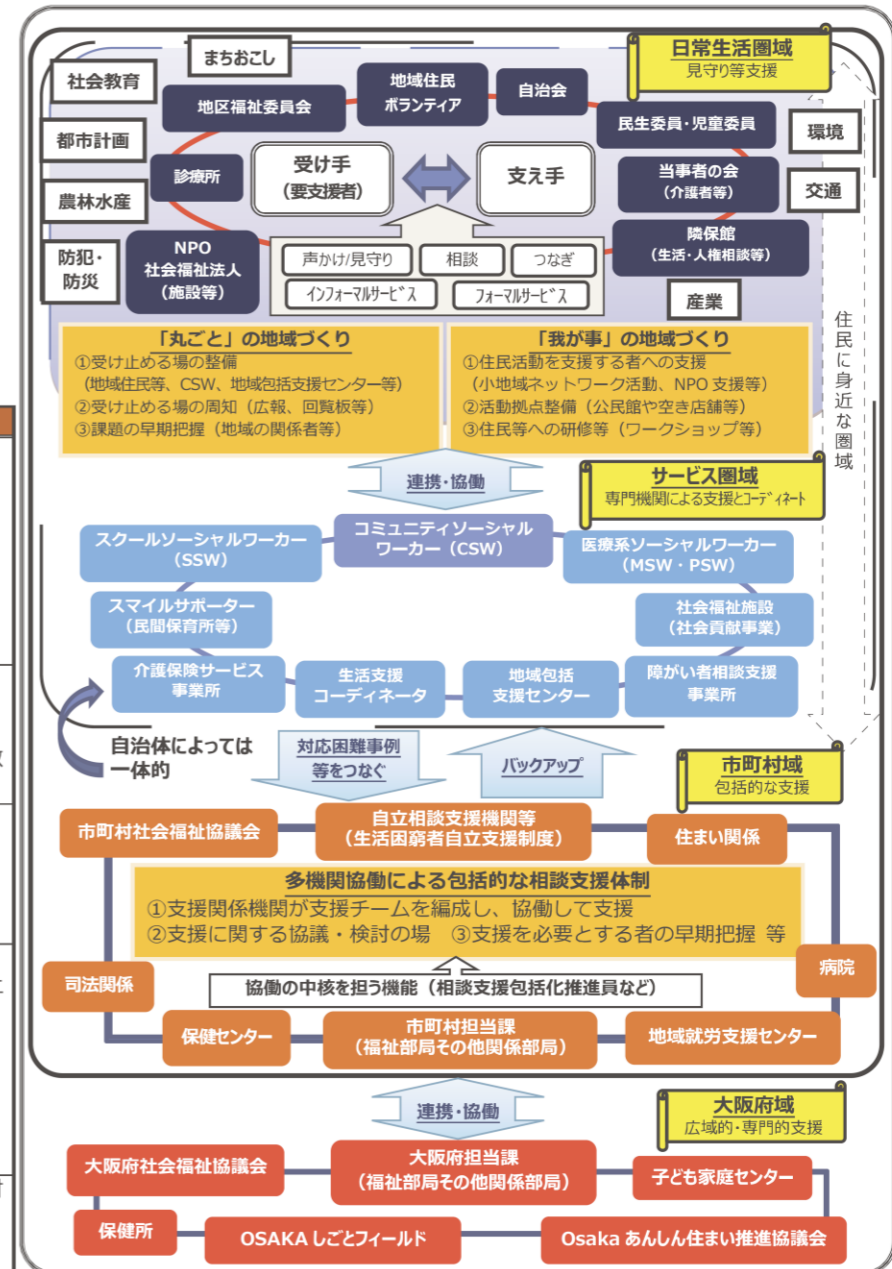
計画の位置づけ・めざすビジョン・計画期間

- 位置づけ：
社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画
①地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
②各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等について定める
- めざすビジョン：
『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』
『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』
『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
- 計画期間：2019年度から2023年度（5年間）

《地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ）》



《大阪府の地域福祉のセーフティネット（イメージ）》



地域福祉を推進する重点取組

施策の方向性	重点取組	主な目標・指標
(1) 地域福祉のセーフティネットの拡充	① 市町村と連携したセーフティネットの拡充 ▶ 市町村における包括的な支援体制の構築・地域づくりと孤立死防止 ▶ CSW 設置促進・資質向上等 ▶ 関係機関の連携協働促進 ② 生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実 ▶ 生活困窮者への支援 ▶ 子どもの貧困 ▶ 就労支援など ▶ 様々な課題などの対応（ひきこもり・自殺対策・依存症等、人権・犯罪被害・男女相談等） ③ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ▶ 避難行動要支援者名簿の更新・利活用 ▶ DWAT の設置	◆ CSW 配置人数 ◆ 努力義務事業実施自治体数 ◆ 災害時可否確認の方法等
(2) 地域における権利擁護の推進	① 虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進 ▶ 虐待・DV の理解促進 ▶ 相談機能の強化・連携 ▶ 市町村支援 ② 成年後見制度等の利用促進 ▶ 地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 ▶ 制度（市民・法人）の担い手確保 ③ 消費者被害等の未然防止	◆ 地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 ◆ 成年後見制度の担い手確保 ◆ 日常生活自立支援事業の待機者数
(3) 地域福祉を担う多様な人づくり	① 地域づくりにつながる人づくり ▶ 人材育成・機会創出（災害ボランティア含む） ▶ 福祉・ボランティア教育 ② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ③ 介護・福祉人材の確保 ▶ 参入促進等 ▶ 資質向上 ④ 教育・保育人材の確保 ▶ 保育人材の養成・就業促進 ▶ 定着支援等 ▶ 資質向上	◆ 介護・福祉人材の確保 ◆ 教育・保育人材の確保
(4) 地域の生活と福祉を支える基盤強化	① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進 ▶ 住宅確保要配慮者への居住支援 ▶ 福祉有償運送の振興 ▶ 福祉のまちづくり ② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 ▶ 地域生活定着支援センターの理解等促進 ▶ 再犯防止に向けた支援体制の構築 ③ 社会福祉協議会に対する活動支援 ④ 福祉基金の活用・推進 ⑤ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上 ⑥ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査	◆ 居住支援体制の構築の促進 ◆ モデル事業の実施と「地方再犯防止推進計画」の策定等
(5) 市町村支援	① 地域の実情に合わせた施策立案の支援 ▶ 大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の有効活用 ▶ 施策立案支援 ② 市町村地域福祉計画の策定・改定支援	◆ 改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定

■ 他部局の方向性

大阪府子ども総合計画より抜粋

(2) 基本方向2 子どもを生き育てることができる社会

妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり

目標像	安心して育つ子ども
現状からみた課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭のみならず社会全体での子どもを生き育てる力（養育力）を高めることが重要。 社会や地域として、家庭や個人に、継続的に切れ目のない支援を行うことが必要。
取り組みの方向性	支援の充実により、家庭の養育力を補完し、高めていくとともに、就労支援や生活支援を含めた子育てしやすい環境を整備することにより、必要などきに必要なサービスを受けることができる体制の確保などを進めます。

重点的な取り組み3

家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくりまします。

地域が一体となって家庭を支援する仕組みを充実し、また、必要な子育て支援のサービスを提供するとともに、仕事と生活の調和を図るための企業等への啓発などを行うことにより、子育てしやすい環境をつくりまします。

個別の取り組み9 その他子育てを支援する取り組みの推進

現状から見た課題

- 厳しい経済雇用情勢のもと、子育てに対する経済的負担感が増えている家庭もあり、経済的に支援する必要があります。
- 妊婦や子どもを連れての移動等がスムーズにできるように、公共施設等の整備を進める必要があります。

取り組み項目とその方向性

9- (1) その他子育てを支援する取り組みの推進	<p>子育てを支援するため、児童手当等を支給するとともに、必要に応じて教育や医療の場面における経済的負担を軽減します。</p> <p>また、子育てしやすい生活環境を提供するため、新婚・子育て世帯向けの住宅の供給や子育て支援のための授乳場所等の整備などに取り組みまします。</p>
------------------------------	---

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画より抜粋

2. 計画の位置づけ

位置づけ

- ▶ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえた、同法第12条に定める自立促進計画

期間

- ▶ 令和2年度から令和6年度の5年間

3. 基本理念

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりをめざす。

5. 計画の基本目標及び具体的取組み

2. 子育てをはじめとした生活面への支援

子育てを行いながら、就業や職業訓練を受けることができるよう、生活面への支援を行う。

- ◆住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等
など

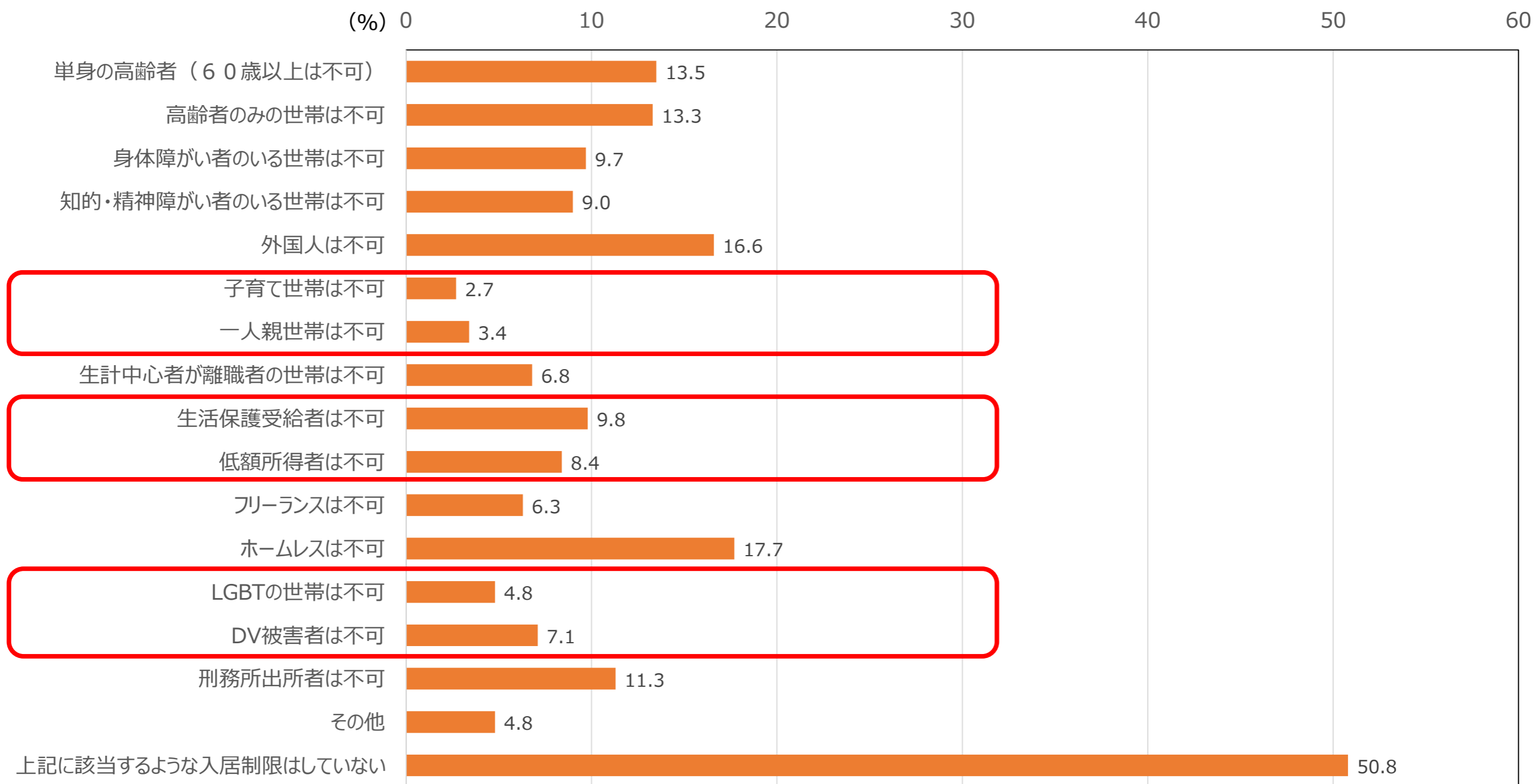
VI、住宅確保要配慮者の住まいの現況

住宅確保要配慮者の住まいの現況

○住宅確保要配慮者への入居拒否（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆賃借人の募集時の入居制限の有無

○「子育て世帯は不可」が2.7%、「一人親世帯が不可」が3.4%、「生活保護受給者は不可」が9.8%、「低額所得者は不可」が8.4%、「LGBTの世帯は不可」が4.8%、「DV被害者は不可」が7.1%。



住宅確保要配慮者の住まいの現況

○募集時の入居制限をする理由（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆住宅確保要配慮者への入居拒否

○入居拒否をする理由として、子育て世帯、LGBTの世帯、DV被害者については「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」が1番多く、一人親世帯、生活保護受給者、低額所得者については「家賃の支払いに対する不安」が1番多い。

	全体	家賃の支払いに対する不安	住宅の使用方法に対する不安	入居者以外の者の出入りの不安	習慣・言葉が異なることへの不安	他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安	居室内で死亡事故等に対する不安	異なる生活サイクルが異なることへの不安	その他
子育て世帯	32 100.0	8 25.0	6 18.8	6 18.8	4 12.5	11 34.4	2 6.3	2 6.3	5 15.6
一人親世帯	41 100.0	13 31.7	11 26.8	11 26.8	9 22.0	6 14.6	4 9.8	6 14.6	4 9.8
生活保護受給者	117 100.0	85 72.6	21 17.9	20 17.1	6 5.1	22 18.8	15 12.8	18 15.4	12 10.3
低額所得者	101 100.0	78 77.2	15 14.9	7 6.9	9 8.9	20 19.8	11 10.9	9 8.9	7 6.9
LGBTの世帯	57 100.0	16 28.1	8 14.0	18 31.6	9 15.8	19 33.3	6 10.5	7 12.3	10 17.5
DV被害者	85 100.0	29 34.1	25 29.4	26 30.6	7 8.2	34 40.0	16 18.8	7 8.2	9 10.6

(回答数)
(%)

※選択肢の中から最大3つまで選択。

住宅確保要配慮者の住まいの現況

○入居に対しての不安解消のために必要な取組（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆類型別の募集時の入居制限の理由

○住宅確保要配慮者の類型別に賃貸人の不安解消のために必要な取組を見ると子育て世帯、LGBTの世帯、DV被害者については「入居トラブルの相談対応」が1番多く、一人親世帯、生活保護受給者、低額所得者については「入居を拒まない物件の情報発信」が1番多い。

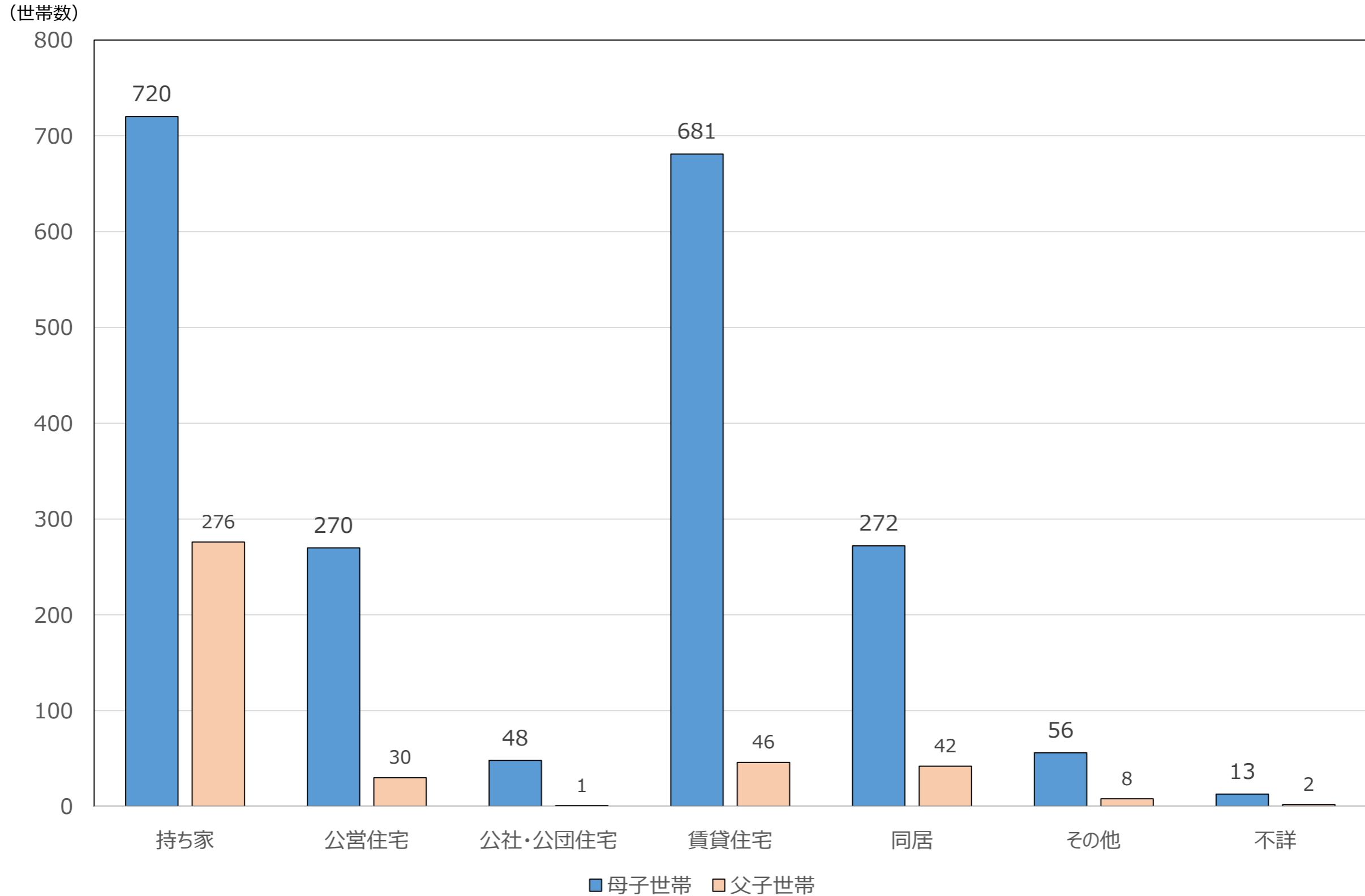
	全体	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続のサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理	その他	(回答数) (%)
子育て世帯	29 100.0	10 34.5	6 20.7	2 6.9	8 27.6	4 13.8	3 10.3	3 10.3	6 20.7	
一人親世帯	40 100.0	7 17.5	8 20.0	7 17.5	6 15.0	9 22.5	5 12.5	5 12.5	3 7.5	
生活保護受給者	110 100.0	26 23.6	37 33.6	21 19.1	20 18.2	35 31.8	29 26.4	16 14.5	14 12.7	
低額所得者	93 100.0	18 19.4	39 41.9	7 7.5	12 12.9	24 25.8	27 29.0	13 14.0	8 8.6	
LGBTの世帯	48 100.0	11 22.9	9 18.8	9 18.8	11 22.9	12 25.0	7 14.6	5 10.4	12 25.0	
DV被害者	76 100.0	16 21.1	15 19.7	16 21.1	18 23.7	23 30.3	6 7.9	12 15.8	14 18.4	

※選択肢の中から最大3つまで選択。

住宅確保要配慮者の住まいの現況

○住居の状況（全国）

- 母子家庭では、「持ち家」に居住している世帯は35.0%（720世帯）となっている。
- 父子家庭では、「持ち家」に居住している世帯は68.1%（276世帯）となっている。

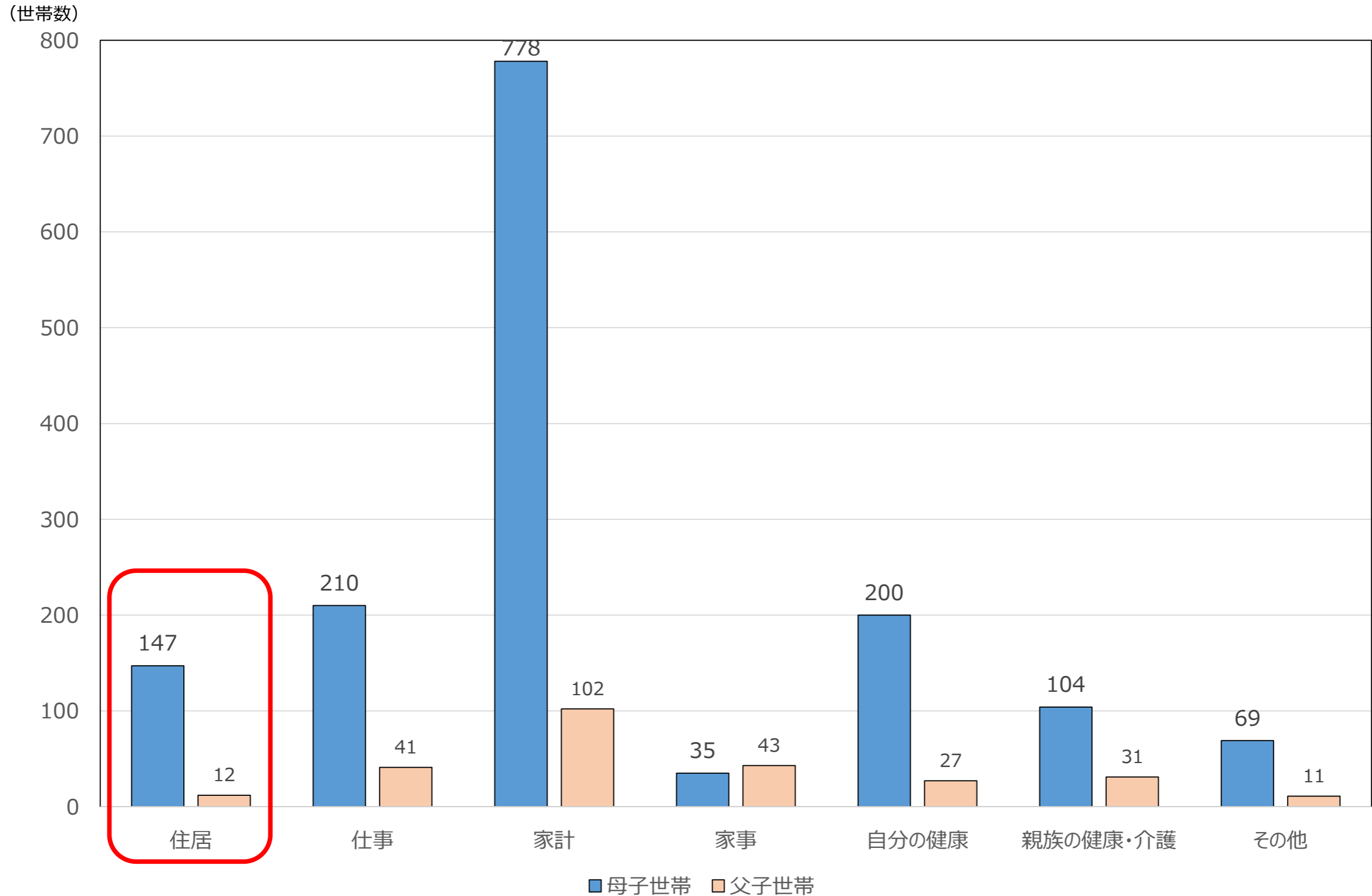


出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告（厚生労働省）

住宅確保要配慮者の住まいの現況

○ひとり親の困っていること（全国）

- 母子家庭では、「住宅」に困っている世帯は9.5%（147世帯）となっている。
- 父子家庭では、「住宅」に困っている世帯は4.5%（12世帯）となっている。



住宅確保要配慮者の住まいの現況



北海道・東北	北海道 [8876]	青森県 [3801]	岩手県 [7518]	宮城県 [10405]	秋田県 [102]	山形県 [5215]	福島県 [14588]		
関東	茨城県 [6904]	栃木県 [931]	群馬県 [5784]	埼玉県 [43591]	千葉県 [34398]	東京都 [40226]	神奈川県 [9683]	山梨県 [387]	長野県 [856]
北陸・中部	岐阜県 [276]	静岡県 [29573]	愛知県 [57443]	三重県 [408]	新潟県 [5558]	富山県 [645]	石川県 [278]	福井県 [110]	
近畿	滋賀県 [206]	京都府 [5968]	大阪府 [35539]	兵庫県 [24481]	奈良県 [1449]	和歌山県 [198]			
中国・四国	鳥取県 [1642]	島根県 [331]	岡山県 [6323]	広島県 [76]	山口県 [883]	徳島県 [102]	香川県 [12631]	愛媛県 [201]	高知県 [14]
九州・沖縄	福岡県 [6903]	佐賀県 [16]	長崎県 [75]	熊本県 [15147]	大分県 [649]	宮崎県 [35]	鹿児島県 [193]	沖縄県 [11]	

総登録件数 **53,640** 件 総登録戸数 **400,722** 戸

県名下部の数字・・・[全戸数]

出典：セーフティネット住宅情報提供システム（令和3年4月30日時点）